

公益社団法人茨城県水質保全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県水質保全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽に関する技術の向上、知識の普及及び調査研究並びに水環境保全活動への支援等を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質検査に関する事業
- (2) 浄化槽の製造、工事、保守点検、清掃の適正化を図るための事業
- (3) 浄化槽に関する知識の普及・啓発の推進及び各種の研修会・講習会等の開催に関する事業
- (4) 浄化槽の機能保証制度の推進
- (5) 浄化槽に関する行政機関等との連携
- (6) 浄化槽に関する情報の収集及び提供並びに相談及び助言
- (7) 水環境保全事業等への支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 上記の事業は茨城県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 茨城県内に事業所を有し、浄化槽の製造業、工事業、保守点検業、清掃業を営む個人又は法人
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下

「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規程等に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき当該会員を除名することができる。この場合にあって、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員の除名が決議されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 個人が被成年後見人又は被保佐人になったとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、社員総会においては、第14条第3項の書面（総会通知）に記載された目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、第13条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、第19条に規定する書面による議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行為)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員又は常時雇用している使用人を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権行使)

第19条 理事会において、社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間終了時まで当該記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該社員総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会の運営)

第21条 社員総会の運営に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 17人以上27人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事である理事長、業務執行理事である副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係のある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある者として法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は次の職務を行う

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。

ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制。)の整備

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠け又は理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順序により、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が出席できないときは、あらかじめ理事会において定められた順序により、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 支部及び委員会

(支部)

第37条 この法人に、支部を置くことができる。

- 2 支部は、正会員で構成する。
- 3 支部に支部長を置く。支部長は、理事会の決議によって理事の中から選定し、理事長が任免する。
- 4 支部の名称及び区域等、支部の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める支部運営規程による。

(委員会)

- 第38条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会運営規程等による。

第8章 資産及び会計

(財産の管理及び運営)

- 第39条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

- 第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書面
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法務省令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け)

- 第44条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

- 第45条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（社員総会及び理事会）の議事に関する事項
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の書類の閲覧等については、法令の定めによるほか、第51条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 補則

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護管理規程による。

(公告)

第54条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法により行う。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の登記の日から施行する。
- 2 この法人の初代の理事長は安齊猛男、副理事長は中山勝夫、落合勇、成田浩明、専務理事は椿一則とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特殊民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年6月11日から施行する。